

令和6年度国土交通省税制改正概要

I. 豊かな暮らしの実現と個性をいかした地域づくり

都市の魅力の向上と活力ある地域づくり

○まちづくりGXの推進に向けた都市緑地保全の更なる推進のための特例措置の創設

＜緑地の所有者＞

【所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税】

国指定法人に対して土地を譲渡した場合、当該土地の譲渡所得から 2,000 万円を特別控除(恒久措置)

＜国指定法人＞

【登録免許税、不動産取得税】非課税(2年間の時限措置)

【印紙税】非課税(恒久措置)

＜地方公共団体＞

【都市計画税】

特別緑地保全地区における緑地の買入れや機能維持増進事業に対し、都市計画税を充当

○居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための特例措置の2年間延長

【固定資産税・都市計画税】

・オープンスペース化した土地及びその上に設置された償却資産

・低層部の階を改修し、オープン化[※]した家屋 [※]不特定多数の者が自由に交流・滞在できる部分について、課税標準を5年間、1/3～2/3 の範囲内において市町村の条例で定める割合とする(参酌基準:1/2)。

○特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の 1,500 万円の特別控除の3年間延長

【所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税】

土地所有者が、民間施行の土地区画整理事業として行われる一定の大規模な宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合、譲渡所得から 1,500 万円を控除する。

II. 他局・他省庁主管の項目

1. 他局主管

○認定低炭素住宅に関わる特例措置の3年間延長(住宅局主管)

2. 他省庁主管

○特定復興産業集積区域における機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の特別償却等の特例措置の2年間延長(復興庁主管)